

株 主 各 位

証券コード7979  
平成21年6月25日  
京都市東山区福稲上高松町11番地  
**株式会社 松風**  
取締役社長 根 来 紀 行

## 第137回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第137回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第137期 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
  - 第137期 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり可決されました。変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

変更前定款	変更後定款
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (記載省略) (新 設) (10)～(11) (記載省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (現行どおり) (10) <u>口腔ケア食品の販売</u> (11)～(12) (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)

変更前定款	変更後定款
<p>第8条 (記載省略)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 } (記載省略)</p> <p>第13条 }</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 } (現行どおり)</p> <p>第11条 }</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>第15条 }  ) } (記載省略)  第37条 }</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第38条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第39条 }  ) } (記載省略)  第41条 }</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 }  ) } (現行どおり)  第35条 }</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第36条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第37条 }  ) } (現行どおり)  第39条 }</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

**第2号議案** 取締役13名選任の件

本件は、原案どおり取締役に太田勝也、脇野喜和、白波瀬文雄、関 敏明、根來紀行、西田喜直、松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎 聡及び中嶋義和の13氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に小原正敏氏が選任されました。

**第4号議案** 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり役員賞与として当期末における取締役13名に対し総額37,930,000円、当期末における監査役4名に対し総額3,000,000円の役員賞与を支給することが可決されました。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたします。

以 上

おって、本總會終了後に開催された取締役会及び監査役会において、代表取締役及び付取締役並びに常勤監査役が次のとおり選定されました。

- \*取締役会長 太 田 勝 也
- \*取締役社長 根 來 紀 行
- \*取締役副社長 脇 野 喜 和
- 取締役副社長 白波瀬 文 雄
- 専務取締役 関 敏 明
- 常務取締役 西 田 喜 直
- 常勤監査役 池 内 幹 夫
- 常勤監査役 井 上 秀

\*は代表取締役であります。

以 上